

本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び自宅庭の除染費用の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
1 除染費用	5万円	
2① 避難費用 ② 生活費増加費用 ③ 精神的損害（自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る）	136万円	自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日
合計	141万円	

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X 1に対して金13万円、同X 2に対して金8万円、申立人X 3に対して金60万円、同X 4に対して金60万円の各支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間になんらの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月10日

（仲介委員 権田光洋）